

## 「関西地区 大学ボランティアセンター連絡協議会」規約

### (名称)

第1条 本会の名称は、「関西地区 大学ボランティアセンター連絡協議会」とする。

### (目的)

第2条 本会は、大学ボランティアセンター（以下、「センター」とする）のあり方を検討し、大学ボランティアコーディネーター（以下、「コーディネーター」とする）の専門性向上とセンターの存在価値を高め、認知度向上をめざす。  
本会の活動を通じて、コーディネーターがエンパワメントされることで、センターの機能充実に貢献するとともに、センターにかかわる学生の自発性・社会性を育み、社会参加の機会を効果的に提供することに寄与する。

### (活動)

第3条 本会は、目的を達成するために、以下の活動を行う。

- (1) 事例検討及び情報交換等の実施
- (2) 構成員限定のメーリングリスト運用
- (3) センターの存在価値を高め、認知度向上につながる提言活動
- (4) その他、目的を達成するために必要とされる活動

### (構成員)

第4条 本会の目的に賛同し、会の活動に積極的に参画し、以下の要件を満たすものを構成員とする。なお、継続については、年度ごとに意思確認を行う。

\*活動年度は、4月より翌年3月とする。

- (1) 関西地区の大学ボランティアセンターもしくは大学で同等の機能を有する部署。
- (2) 会が特別に認める者、もしくは団体。

\*本会構成員のほかに、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

\*その他、会にはかって決定する。

### (入会および退会)

第5条 入会および退会は書面により事務担当大学に提出し、協議会で承認を得るものとする。

### (会費)

第6条 本会の会費については覚書に定める。

(運営)

第7条 本会の円滑な運営のために、運営担当大学および会計を置く。運営担当大学および会計は、協力して本会の運営にあたる。

- 2 運営担当大学は、加盟大学で編成するエリアブロックの持ち回りで担うものとする。
- 3 運営担当大学は互選により事務担当大学を置くことができる。
- 4 会計担当は覚書に定める。
- 5 運営担当大学の任期は4月より1年度とする。
- 6 会計の任期は4月より1年度とし、再任を妨げない。

第8条 運営担当大学は、次の役割を担う。

- (1) 本会の運営及び協議会の開催
- (2) 本会の活動企画に関する意見のとりまとめ
- (3) その他、協議会運営に必要なこと

第9条 事務担当大学は、次の役割を担う。

- (1) 本会の運営及び協議会の開催事務
- (2) 必要に応じて、運営担当会議の招集
- (3) 事務担当の引継ぎ
- (4) その他、協議会事務に必要なこと

第10条 会計は、次の役割を担う。

- (1) 本会の財産および会費の管理
- (2) 本会の決算

(規約および覚書の改廃)

第11条 その他の必要な事項は、覚書に定める。

- 2 本規約および覚書の改廃は、本会の議を経て決定する。

附則

- (1) この規約は、2009年4月1日から施行する。
- (2) 2013年7月18日の協議会において、一部改正。
- (3) 2016年7月22日の協議会において、一部改正。
- (4) 2017年7月26日の協議会において、一部改正。
- (5) 2018年7月31日の協議会において、一部改正。
- (6) 2021年5月19日の協議会において、一部改正。